

研究開発独法の機能強化に向けて — 産総研運営の経験から —



平成22年2月3日

独立行政法人 産業技術総合研究所 理事長

野間口 有

1. 産総研の概要

平成13年4月に旧工業技術院の研究所等を統合して発足した、産業技術の研究開発を総合的に
 行う、国内最大級の公的研究機関

産総研の沿革

**2001年4月
独立行政法人化**

通商産業省
工業技術院

- 北海道工業技術研究所
- 東北工業技術研究所
- 産業技術融合領域研究所
- 計量研究所
- 機械技術研究所
- 物質工学工業技術研究所
- 生命工学工業技術研究所
- 電子技術総合研究所
- 地質調査所
- 資源環境技術総合研究所
- 名古屋工業技術研究所
- 大阪工業技術研究所
- 中国工業技術研究所
- 四国工業技術研究所
- 九州工業技術研究所
- 計量教習所（通産省）

**独立行政法人
産業技術総合研究所
(産総研)**

全国9つの研究拠点

- 北海道センター (札幌市豊平区)
- 東北センター (仙台市宮城野区)
- 関西センター (大阪府池田市)
- 中国センター (広島県呉市)
- つくばセンター (茨城県つくば市)
- 臨海副都心センター (東京都江東区)
- 中部センター (名古屋市守山区)
- 四国センター (香川県高松市)
- 九州センター (佐賀県鳥栖市)

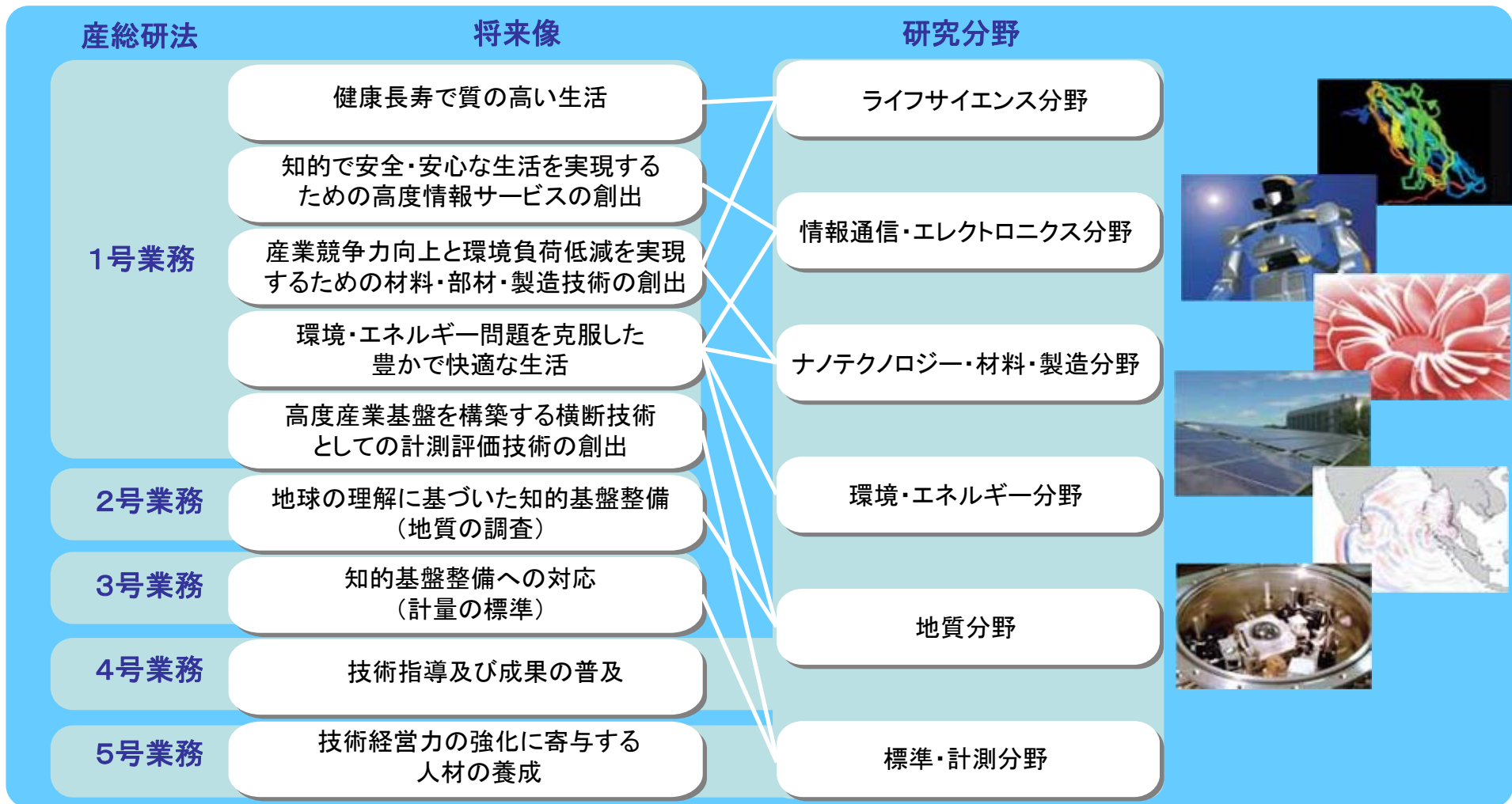
収入・規模

■ H21年度予算総額	866.9億円(当初予算)
運営費交付金	633.1億円
施設整備費	41.1億円
自己収入	192.7億円
■ 研究ユニット数	47 (平成21年4月1日現在)
研究センター	23ユニット
研究部門	22ユニット
研究ラボ	2ユニット

独立行政法人産業技術総合研究所は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
 (産業技術総合研究所法第1章第3条:平成11年12月22日法律第203号)

2. 経済産業政策に応えて

- 「持続的発展可能な社会の実現」に向けた研究開発と、社会・産業への成果移転と普及
- 安全で安心な産業活動や社会生活を実現するために、地質の調査と計量標準の整備
- 技術経営能力の強化に寄与する人材の養成とその資質の向上、並びに活用の促進



3. 独法移行後の運営の特徴

(1) 人事

- ・国の定員管理の対象外となり、トップレベル研究者等を柔軟かつ戦略的に採用
- ・非公務員化後(平成17年4月～)は、兼業についても産総研独自にルール設定

(2) 予算関連

- ・運営費交付金については、中期目標期間内の繰越や複数年契約が可能
- ・積極的な外部資金獲得が可能(平成20年度は競争的資金、民間資金等で265億円を獲得)

(3) 組織・制度

- ・機動的な内部組織の改編が可能となり、本格研究^(注)等の各種ニーズに早急に対応

(注)本格研究:基礎的研究から製品化研究にいたる連続的な研究

- ・産学官連携、ベンチャー創出、知財活用等に関する制度等を独自に構築

--- 例:日本企業31社の参加による「高信頼性太陽電池モジュール開発・評価コンソーシアム」の結成(平成21年10月)

(4) 活動に対する評価

- ・経済産業省による中期目標の策定、産総研による中期計画及び年度計画の策定、それに対する評価委員会(経済産業省、総務省)による評価により、産総研における国の政策対応への取組などを外部の目から評価
- ・中期目標、中期計画、年度計画、評価結果については、全て公開

4. さらなる機能強化の為に

(1) 人事

● 人件費の一律削減の見直し

- ・行政改革推進法等により、平成18年度から5年間で5%以上の人件費の削減等が実施
- ・国としての政策的必要性に応じた設定ができるような制度にすべき

● 人材流動の円滑化

- ・国家公務員の時代は、国立大学、国の研究機関への退職金無しでの転籍が可能だったが、非公務員化により原則不可能。また民間と異なる社会保険制度のため民間への出向は年金が不利益となる場合が多い
- ・公設研究機関等を含めた人材流動を促進するため、人事交流等が円滑にできるようにすべき

(2) 予算関連

● 運営費交付金の一律削減の見直し

- ・運営費交付金は毎年一律に削減されるが、研究は定型的、現業的業務でないため金銭的な効率化にはそぐわない。研究の実施はもとより、ポスドク、テクニカルスタッフの雇用等研究所としての基礎体力にも影響
- ・人件費と同様、国としての政策的必要性に応じた設定ができるような制度にすべき
- ・ドイツの公的研究機関であるフラウンホーファー協会は、民間資金獲得に応じて国の資金も増加

● 研究装置に係る調達方法の見直し

- ・調達について、独法化直後は産総研の独自ルールに基づく運用が可能だった
- ・しかし、平成19年12月に随意契約限度額が研究機関ではない本省と同額に引き下げられた
- ・研究開発は常に最先端を競うもの。研究装置も迅速な調達が必要であり、研究装置の提供者も1社しかない場合が多いにもかかわらず、一般競争入札による調達のために、その間の研究活動が停滞
- ・研究の実態にあわせた調達ができるようにすべき

4. さらなる機能強化の為に(続)

(2) 予算関連(続)

●施設補修費の確保

- ・産総研の施設のほとんどは、旧工技院時代は国が管理していたものを、現在は産総研で管理
- ・計画的な改修、アスベスト除去等は国の補助金により実施。しかし不測の事態の場合は、運営費交付金により修繕せざるを得ないため、これが原因となって研究費を圧迫する結果となっている
- ・施設の老朽化が進む中、運営費交付金での対応は限界があるため、あらかじめ外枠の施設補修費が必要

(3) 資金獲得、活用の多様化

●中期目標期間を跨ぐ繰越

- ・中期目標期間を跨ぐ運営費交付金、目的積立金の繰越は、非常に限定的
- ・可能な限り、特に少なくとも産総研の経営努力による目的積立金(産総研発明による特許の実施収入)については中期目標期間を跨ぐ繰越を可能とすべき

●研究開発独法への寄付が拡大するような税制の見直し

- ・外部資金の増大のためには、寄付金も貴重な財源
- ・現在は、全額損金算入が認められていないため、大きくは期待できない
- ・研究開発独法への寄付が拡大するような税制の見直しを期待

●自己収入拡大へのインセンティブ

- ・例えば企業への技術指導の対価の一層の適正化を行い収入を得たとしても、現在の目的積立金の認定の考え方では全てが産総研の自己収入にはならず残りは国庫収入となるため、多様な自己収入源の拡大には目的積立金のより柔軟な設定・活用を可能とすること等が重要